

A D R の拡充・活性化関係省庁等連絡会議の設置について

平成14年6月13日
司法制度改革推進本部事務局

A D R（裁判外の紛争解決手段）について、関係省庁等の緊密な連携の下、A D R に関する関係機関等の連携強化に係る諸方策の推進等を図るため、「A D R の拡充・活性化関係省庁等連絡会議」（以下、「連絡会議」という。）を設置し、本日、第1回連絡会議を開催しました（連絡会議の概要については、別紙参照）。

連絡会議の設置については、司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定）において、A D R に関する関係機関等の連携強化を図るために政府が構すべき措置として明記されているところです。

今後、連絡会議では、A D R 機関等の連携を促進するための具体的方策の検討を進め、関係省庁等として横断的・重点的に取り組む施策を明らかにしたアクション・プラン（仮称）を平成14年度中を目途に作成することとしています。

(別紙)

ADR の拡充・活性化関係省庁等連絡会議の設置について

〔平成14年6月13日
関係省庁等申合せ〕

1. ADR(裁判外の紛争解決手段)について、司法制度改革審議会意見(平成13年6月12日)を踏まえ、関係省庁等の緊密な連携の下、ADRに関する関係機関等の連携強化に係る諸方策の推進等を図るため、司法制度改革推進計画(平成14年3月19日閣議決定)に基づき、「ADRの拡充・活性化関係省庁等連絡会議」(以下「連絡会議」という。)を開催する。

2. 連絡会議の構成員は、次のとおりとする。連絡会議は、司法制度改革推進本部事務局次長が主宰する。

司法制度改革推進本部事務局次長
内閣府国民生活局消費者調整課長
警察庁生活安全局生活安全企画課長
金融庁総務企画局企画課長
総務省大臣官房企画課長
公正取引委員会事務総局経済取引局取引部消費者取引課長
公害等調整委員会事務局総務課長
法務省民事局参事官
国税不服審判所管理室長
文化庁長官官房著作権課長
厚生労働省政策統括官付労政担当参事官
農林水産省総合食料局消費生活課長
経済産業省経済産業政策局産業組織課長
国土交通省大臣官房総務課長
環境省大臣官房総務課長
最高裁判所事務総局民事局参事官

3. 連絡会議に幹事会を置く。幹事会は、連絡会議の構成員が推薦する各行政機関等の職員(課長補佐クラス)をもって構成する。

4. 連絡会議の庶務は、司法制度改革推進本部事務局において処理する。

5. 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、連絡会議において別に定める。

(参考)

連絡会議幹事会メンバー

内閣参事官（司法制度改革推進本部事務局）
内閣府国民生活局消費者調整課課長補佐
警察庁生活安全局生活安全企画課課長補佐
金融庁総務企画局企画課課長補佐
総務省大臣官房企画課課長補佐
公正取引委員会事務総局経済取引局取引部消費者取引課課長補佐
公害等調整委員会事務局総務課企画法規担当課長補佐
法務省民事局局付
国税不服審判所管理室室長補佐
文化庁長官官房著作権課課長補佐
厚生労働省政策統括官付労政担当参事官室参事官補佐
農林水産省総合食料局消費生活課課長補佐
経済産業省経済産業政策局産業組織課課長補佐
国土交通省大臣官房総務課課長補佐
環境省大臣官房総務課課長補佐
最高裁判所事務総局総務局局付
（オブザーバー）
内閣官房情報通信技術（IT）担当室主幹
外務省経済局総務参事官室課長補佐
人事院事務総局公平審査局調整課課長補佐（制度班）